

## 生駒市水道事業管理規程第1号

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成29年1月13日

生駒市水道事業管理者 古川文男

生駒市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

生駒市水道事業給水条例施行規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第23条第1号中「直結直圧給水する」を「直結給水する」に改める。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、管理者がこれにより難いと認めるときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。